

特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに対する質問への回答

令和4年1月20日
国土交通省観光庁

第3回質問受付（受付期間：令和3年12月1日～令和3年12月14日）において、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等から受け付けました質問に対し、以下のとおり回答いたします。

また、以下の回答を踏まえた第4回質問受付の受付日程は、

令和4年1月21日（金） 0時00分 質問受付開始

令和4年2月3日（木） 23時59分 質問受付締切り

といたしますので、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等におかれましては、更に質問がある場合には、「特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに関する基本的事項」に基づき、ご提出ください。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
1	手引き	評価基準18①（I R施設に対する投資の金額の見込み）	64	<p>特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み（I R施設を構成する各施設に対する投資の金額及びその合計の金額の見込みを記載）について、記載する必要があるものと認識しております。</p> <p>この点、投資金額については、初期投資に限らず、再投資も含めた区域整備計画10年間の金額及びそれらに伴う波及効果も記載できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>I R施設に対する投資の金額の見込み（I R施設を構成する各施設に対する投資の金額を含む。）に関しては、初期投資の金額の見込みを記載していただいた上で、加えて、ご指摘のように、開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年度）までの間において維持管理や設備投資が見込まれる場合には維持管理や設備投資の金額の見込みも含めて記載していただくことを想定しております。</p> <p>この場合、経済波及効果についても、同様に維持管理や設備投資による経済波及効果を含めて記載していただくことを想定しております。</p>
2	手引き	表紙、目次など、手引きに記載のない様式の作成	全般	<p>区域整備計画には、①表紙、②目次、③各様式に共通した留意事項、④各様式で使用した用語の定義を定めた定義集を含める予定である。</p> <p>この点、合理的な必要がある場合には、手引に記載された様式以外の様式を区域整備計画に含めることも否定されるものではないと考えているが問題ないか。</p>	<p>区域整備計画に係る様式以外にも、表紙、目次、各様式に共通した留意事項、用語定義集、要求基準に係る様式と評価基準に係る様式との間の仕切りなど、区域整備計画の見やすさの向上を図るための資料を区域整備計画に含めて別途作成することは妨げられておりません。</p>

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
3	手引き	表紙、目次など、手引きに記載のない様式の作成に係る頁数の取扱い	全般	<p>様式一式の冒頭に表紙、目次、用語定義集（造語、略語、専門用語の説明）の頁を付してもよろしいでしょうか。これらは、指定頁数（200頁）に含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>各要求基準、各評価基準の様式間に中扉を付したいと考えております。これら中扉は指定頁数（200頁）に含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>区域整備計画に係る様式以外にも、表紙、目次、各様式に共通した留意事項、用語定義集、要求基準に係る様式と評価基準に係る様式との間の仕切りなど、区域整備計画の見やすさの向上を図るための資料を区域整備計画に含めて別途作成することは妨げられておりません。</p> <p>手引きp. 1～3において、要求基準・評価基準に係る様式、解説資料の頁数の目安を表示しておりますが、上記資料を別途作成した場合の当該資料に係る頁数の取扱いについてはご理解のとおりです。</p>